

●年金等

障害基礎年金(国民年金)

〈支給要件〉 次の条件の全てに該当する人に支給されます。

- (1) 20歳前、あるいは国民年金の被保険者期間中、または被保険者の資格を失った後でも60歳以上65歳未満で日本国内に住んでいる間に、障害の原因となった病気やけがの 初診日 (注1) があること。(ただし、老齢基礎年金の繰上げ支給を受けている人を除きます。)
- (2) 上記の病気やけがによる障害の程度が、20歳に達したとき、または 障害認定日 (注2) において、障害等級表の1級または2級のいずれかの状態になっていること。(身体障害者手帳の等級と異なります。)
障害認定日において障害の状態が軽い場合であっても、その後重くなった場合には障害基礎年金を受けられることがあります。
- (3) 保険料の納付要件を満たしていること。ただし、20歳前に初診日がある障害基礎年金については、保険料の納付要件は不要です。

(注1) 初診日とは、障害の原因となった病気やけがについて、初めて医師または歯科医師の診療を受けた日をいいます。

(注2) 障害認定日とは、障害の程度を定める日のことで、その障害の原因となった傷病についての初診日から起算して1年6ヶ月を経過した日、または1年6ヶ月以内にその傷病が治った場合(症状が固定した場合)はその日をいいます。

- 〈年金額〉
- | | | |
|----|----|----------------------|
| 1級 | 年額 | 1,020,000円(令和6年4月時点) |
| 2級 | 年額 | 816,000円(令和6年4月時点) |
- ※なお、18歳未満(障害者は20歳未満)の子と生活している人には、加算がつく場合があります。
- ※本人の所得によって、一部または全部が支給停止となる場合があります。

◆問い合わせ先 保険年金課 TEL 042-470-7732
武蔵野年金事務所 TEL 0422-56-1411 FAX 0422-56-2449

障害厚生年金(厚生年金)・障害共済年金(共済年金)

〈支給要件〉 次の条件の全てに該当する人に支給されます。

- (1) 厚生年金保険・共済年金保険の被保険者である間に、障害の原因となった病気やけがの初診日があること。
- (2) 上記の病気やけがによる障害の程度が障害認定日において、障害等級表の1級から3級までのいずれかの状態になっていること。(身体障害者手帳の等級と異なります。)
障害認定日において障害の状態が軽い場合であっても、その後重くなった場合には障害厚生年金・障害共済年金を受けられることがあります。

(3) 保険料の納付要件を満たしていること。
〈年金額〉障害の程度により1級～3級までわかれており、級と被保険者期間などにより算出されます。

◆問い合わせ先

障害厚生年金 武蔵野年金事務所 TEL 0422-56-1411 FAX 0422-56-2449
障害共済年金 各共済組合

東京都心身障害者扶養共済制度

心身障害者を扶養している保護者の方々の相互扶助の精神に基づいた、任意加入の制度です。加入者（保護者）が生存中に毎月一定の掛金を納めることにより、加入者が死亡又は重度障害と認められたときは、心身障害者に終身一定額の年金を支給する制度です。

東京都から転出した場合でも、転出先の道府県の制度に加入することで加入期間が通算される、全国共通の制度です。

〈加入要件〉次のすべての要件を満たしている方

- (1) 心身障害者（注1）の保護者であること。
- (2) 東京都内に住所があること。
- (3) 特別な疾病や障害がなく、生命保険契約の対象となる健康状態であること。
- (4) 年度当初（4月1日）の年齢が65歳未満であること。

（注1）心身障害者とは、①知的障害者、②身体障害者（1級～3級）、③精神又は身体に永続的な障害があり、その程度が①又は②と同程度の方（精神疾患、脳性まひ、進行性筋萎縮症、自閉症、血友病など）

※加入できるのは、心身障害者1人に対して1人の保護者のみです。

〈年金額〉加入者が死亡又は、重度障害となった月から、加入1口あたり、20,000円が支給されます。掛金、納付期間は加入時の年齢等により算出されます。障害者1人につき、2口まで加入できます。

◆問い合わせ先 障害福祉課 TEL 042-470-7747 FAX 042-475-8181